

「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- 保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- 保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 保育における子どもの理解
 - (3) 保育の計画と実践の振り返り
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

- 保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- 保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意や工夫等について記載
 - (1) 保育の記録とその活用
 - (2) 保育所における取組の進め方
 - (3) 自己評価の方法とその特徴
 - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- 保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
 - (1) 自己評価の結果を公表する意義
 - (2) 自己評価の結果の公表方法
 - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等